

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱（平成21年3月31日告示第105号）

最終改正:平成30年3月29日告示第60号

改正内容:平成30年3月29日告示第60号 [平成30年4月1日]

○大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱

平成21年3月31日告示第105号

改正

平成23年4月1日告示第63号
平成25年3月29日告示第60号
平成26年3月31日告示第51号
平成26年9月30日告示第175号
平成30年3月29日告示第60号

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱

大和市成年後見制度利用助成要綱(平成13年6月20日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく審判に係る費用並びに当該審判並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条の規定に基づく審判の請求による審判により付された成年後見人、保佐人及び補助人に対する報酬を助成することにより、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の適切な利用を促進することを目的とする。

(助成対象費用)

第2条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、次に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる審判(以下「成年後見開始等の審判」という。)の請求に係る費用

- ア 民法第7条の規定による後見開始の審判
- イ 民法第11条の規定による保佐開始の審判
- ウ 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の範囲を拡大する審判
- エ 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判
- オ 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を要する旨の審判
- カ 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判
- キ 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 成年後見人、保佐人又は補助人(成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「本人」という。))の親族又は法人の場合は、市長が必要と認めた者に限る。以下「成年後見人等」という。)に対する報酬

(助成)

第3条 市長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録され、又は市外の社会福祉施設等に入所若しくは長期間の入院により本市から転出した者(転出先の市町村において費用助成に係る援護を受けることが困難な状況等にある者に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象者」という。)を本人とする旨の成年後見開始等の審判を請求した場合又は対象者を本人とする審判がされた場合において、助成対象費用を助成するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による生活支援給付を受けている者(当該者の属する世帯の世帯員全員の預貯金等の額に家庭裁判所が審判により付与した報酬額を加算した額が600,000円以下である者に限る。)
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税について世帯員全員が非課税であり、かつ、世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産(居住用不動産及び1,500,000円に世帯構成員1人ごとに500,000円を加算した額以下の預貯金等を除く。)を持たない世帯に属する者
- (3) 資産及び収入等の状況から、前号に準ずると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者のうち、老人福祉法若しくは知的障害者福祉法に基づく措置又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく支給決定等により本市に居住するに至ったもの又は本市以外の市区町村に居住するに至ったものについては、当該市区町村と協議した上で、助成の対象者とするか否かを決定するものとする。

(申請者)

第4条 第2条第1号に掲げる費用の助成を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 成年後見開始等の審判を請求した者
- (2) 本人
- (3) 本人の配偶者又は4親等内の親族であって、本人のために助成対象費用を負担したと市長が認めるもの

2 第2条第2号に掲げる報酬の助成を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人
- (2) 成年後見人等(本人が死亡した場合においては、成年後見人等であった者を含む。)

(申請)

第5条 前条第1項に掲げる者は、第2条第1号に掲げる費用に対する助成を受けようとするときは、事前に市長と協議の上、成年後見開始等の審判を請求した日から起算して3月以内に大和市成年後見制度利用助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収入支出の状況が判明するもの

- (2) 課税の状況が判明するもの
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前条第2項に掲げる者は、第2条第2号に掲げる報酬の助成を受けようとするときは、事前に市長と協議の上、報酬を付与する審判があった日から起算して3月以内に大和市成年後見制度利用助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 収入支出の状況が判明するもの
 - (2) 課税の状況が判明するもの
 - (3) 家庭裁判所が決定した報酬に関する書類の写し
 - (4) 成年後見登記事項証明書(成年後見人等が申請する場合に限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (助成額)

第6条 助成の額は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる費用 当該費用の全額又は一部の額
 - (2) 第2条第2号に掲げる報酬 家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で市長が定める額(月額28,000円(社会福祉施設等に入所し、又は長期間の入院をしている月(入所又は入院をしない日がある月を除く。))にあっては、月額18,000円)を上限とする。)
- (報酬助成期間)

第7条 第2条第2号に掲げる報酬に対する助成の期間は、家庭裁判所が決定した期間(2年を超える期間の場合は2年間。以下「報酬助成期間」という。)とする。

- 2 本人の死亡等により、報酬助成期間のうち1月に満たない期間があるときは、前条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する上限額に12を乗じた額を365で除して得た額に、当該1月に満たない期間の日数を乗じて得た額を月額の上限額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(助成の決定)

第8条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

- 2 市長は、助成の可否の決定をしたときは、大和市成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書により第5条の規定により申請した者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、大和市成年後見人制度利用助成請求書により助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を助成決定者に交付しなければならない。

(報告)

第10条 助成決定者は、申請事項に変更があったとき、又は対象者が第3条に規定する者に該当しなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(完了報告)

第11条 第2条第1号に掲げる費用の助成決定者は、成年後見開始等の審判終了後、速やかに大和市成年後見人制度利用助成実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、この要綱による助成から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、第5条の規定により申請をした者(以下「申請者」という。)が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会を行うことができる。

- 2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第8条第1項の規定による助成の決定を行わない。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止し、又は助成の額を減額することができる。

- (1) 資産状況の変化等により、第3条第1項に規定する者に該当しなくなったとき又は助成の理由が消滅若しくは著しく変化したと市長が認めたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 成年後見開始等の審判が取り消されたとき。
- 2 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。
 - (3) 成年後見人等による後見等業務における支出額が助成額に比して減少したとき。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第63号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第60号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成26年3月31日告示第51号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第175号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日告示第60号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市成年後見人制度利用助成申請書	第5条
第2号様式	大和市成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書	第8条
第3号様式	大和市成年後見人制度利用助成請求書	第9条
第4号様式	大和市成年後見人制度利用助成実績報告書	第11条
